

## ○確定給付企業年金制度について

(平成 14 年 3 月 29 日)

(年発第 0329008 号)

(地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)

確定給付企業年金法(平成 13 年法律第 50 号)並びにこれに基づく政令及び省令に関し、別添のとおり、解釈を定めたので、十分了知するとともに、事業主等の関係者に対し別紙の内容について十分な説明及び適正な指導を期せられたい。

確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)

### 第 1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項

確定給付企業年金の規約の承認又は企業年金基金(以下「基金」という。)の設立認可の基準については、確定給付企業年金法(平成 13 年法律第 50 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項及び第 12 条第 1 項並びに確定給付企業年金法施行令(平成 13 年政令第 424 号。以下「令」という。)第 4 条及び第 7 条に規定されているところであるが、次に掲げる事項については、それぞれ次のとおりとすること。

#### 1 加入者とすることについての「一定の資格」の内容

確定給付企業年金は公的年金を補完し、企業の従業員の老後の所得を充実させる重要な役割を持つ制度であることから、制度の実施に当たっては、実施事業所の従業員(確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。)の全員をその対象とすることが原則であるが、実施企業における就業形態等の実情に応じ、一部の従業員を加入者から除外する場合にあっては、次のとおりとすること。

(1) 法第 4 条第 4 号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。

##### ① 「一定の職種」

「一定の職種」に属する従業員のみ加入者とする。この場合において、「職種」とは、研究職、営業職、事務職などの労働協約又は就業規則その他これらに準ずるもの(以下「労働協約等」という。)において規定される職種をいい、これらの職種に属する従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員の労働条件とは別に規定されているものであること。

##### ② 「一定の勤続期間」、「一定の年齢」

従業員が労働協約等に定める見習期間中若しくは試用期間中であること又は労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない期間中であることなど加入者としないうことに合理的な理由がある場合にあって、「一定の勤続期間」以上又は「一定の年齢」以上若しくは以下の従業員のみを加入者とす

ること。この場合にあつては、「一定の勤続期間」以上の従業員のみを加入者とする場合にあつては5年以上の勤続期間を有する従業員について、「一定の年齢」以上の従業員のみを加入者とする場合にあつては30歳以上の従業員について、「一定の年齢」未満の従業員のみを加入者とする場合にあつては50歳未満の従業員については、少なくともこれを加入者とするものであること。

③ 「希望する者」

従業員のうち、「加入者となることを希望した者」のみを加入者とする（この場合にあつては、加入者がその資格を喪失することを任意に選択できるものではなく、かつ、将来にわたって安定的な加入者数が確保されるように制度設計上配慮されていること。また、令第4条第1号の規定により、加入者はその資格を任意に喪失することはできないこととされていること。）。

④ 「休職等期間中ではない者」

従業員のうち、「休職等（労働協約等に規定される育児休業、介護休業を含む。）期間中の者」について、「休職等期間の全部又は一部」が労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていないなど加入者としないうことに合理的な理由がある場合にあつては、当該「休職等期間の全部又は一部」に該当する従業員以外の従業員のみを加入者とする。

(2) 加入者とするについて「一定の資格」を定める場合には、基本的には、ア 上記(1)の①及び②に掲げる場合においては、加入者とならない従業員については、他の確定給付企業年金、厚生年金基金（加算型にあつては加算部分）、確定拠出年金（企業型）、適格退職年金又は退職手当制度（退職手当前払制度を含む。以下同じ。）が適用されていること。ただし②に掲げる場合において労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない期間中であることなどを理由に加入者としないう場合にあつては、この限りではないこと。

イ 上記(1)の③に掲げる場合においては、加入者とならない従業員については、確定拠出年金（企業型）又は退職手当制度が適用されていることとするとともに、これらの制度において確定給付企業年金の給付に代わる相当な措置が講じられ、加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うこととならないうにすること。

(3) 労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合にあつては、加入者の資格を区分（グループ区分）することができること。

## 2 給付の額を減額する場合の取扱い

(1) 給付の額を減額する場合にあつては、次に掲げる事項について留意すること。

① 確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第5条第3号の理由で給付の額を減額する場合にあつては、確定給

付企業年金の実施又は直近の給付水準の変更時から原則として5年が経過していること。

② 規則第5条第4号の「やむを得ないこと」とは、合併等により給付設計の変更を行わなければ給付水準に大幅な格差が生じることとなるため、当該格差を是正する必要がある場合をいうこと（規則第12条第2号及び規則附則第5条第1項の「やむを得ない」も同様。）。

③ 給付設計の変更日における加入者に対して、受給権を保全するための適切な経過措置を講じること。経過措置を講じることが困難な場合にあっては、その旨を加入者に十分に説明した上で、給付の額を減額するものであること。

④ 給付設計の変更日における受給権者等（加入者である受給権者及び加入者であった者をいう。以下同じ。）の給付の額は、原則として引下げの対象とすべきではなく、仮に引き下げの場合でも、確定給付企業年金を存続するために真にやむを得ない場合に限り行われるものであること。この場合においては次の措置を講じる必要があること。

ア 事業主、加入者及び受給権者等の三者による協議の場を設けるなど受給権者等の意向を十分に反映させる措置を講じること。

イ 全受給権者等に対し、事前に、給付設計の変更に関する十分な説明と意向確認を行っていること。

⑤ 規則第6条第1項第2号ロに「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」とあるが、例えば、規約の変更による給付の額の減額がないものとして算定した最低積立基準額から当該規約の変更による給付に相当する最低積立基準額を控除した額を一時金として支給し、かつ、当該規約の変更による給付を支給することはこれに該当するものであること。

⑥ 給付の額が減額されることとなる加入者を当該減額に同意した加入者に限るときは、当該同意した加入者について、規則第6条第2項で読み替えて適用される同条第1項第1号イ及びロの要件を満たすものとする。この場合において、給付の額が減額されることとなる加入者を当該減額に同意した加入者に限ることについて、事前に、十分な説明をした上で当該同意を得ている必要があること。

⑦ 給付の額が減額されることとなる受給権者等を当該減額に同意した受給権者等に限るときは、当該同意した受給権者等について、規則第6条第3項で読み替えて適用される同条第1項第2号イの要件を満たすものとし、当該同意した受給権者等について、規則第6条第3項で読み替えて適用される同条第1項第2号ロの規定を適用できること。この場合において、給付の額が減額されることとなる受給権者等を当該減額に同意した受給権者等に限ることについて、事前に、十分な説明をした上で当該同意を得ている必要があること。

⑧ 加入者である受給権者等の当該受給権に係る給付の額が減額されない場合（例えば、老齢給付金の額の減額において、加入者が障害給付金の受給権者で

ある場合であって、当該障害給付金の額が減額されないとき)にあつては、当該者は加入者として取り扱うものであること。

(2) 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者(受給権者を除く。)の給付設計の変更に際し、③に該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①及び②のいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、給付の額の算定において、規則第28条第1項に規定する指標を用いている場合にあつては、当該指標の直近5年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。

- ① 給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合
- ② 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る給付現価が給付設計の変更によって減少する場合
- ③ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合

## 第2 資産管理運用契約等に関する規約で定める事項

事業主(規約型企業年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主をいう。第2及び第6並びに別紙1及び別紙2において同じ。)が規約で定めなければならない「資産管理運用契約に関する事項」(令第2条第1号)及び基金が規約で定めなければならない「基金資産運用契約に関する事項」(令第5条第1号)の具体的な内容は、次のとおりとすること。

- 1 締結する契約の種類
- 2 締結する契約の相手方の名称(基金資産運用契約の場合に限る。)

(留意事項)

事業主は、「資産管理運用契約に関する事項」とは別に、法第4条第3号において、契約の相手方(投資顧問業者を含む。)の名称及び住所を規約で定めなければならないことが規定されている。

- 3 法第65条第1項各号又は法第66条第1項若しくは第2項に規定する契約(投資一任契約を除く。)を締結する場合には、以下の事項

- (1) 締結する契約の目的及び受益者又は保険金受取人若しくは共済金受取人
- (2) 複数の相手方と契約を締結する場合には、以下の事項
  - ① 契約に係る掛金の払込割合、給付費等の負担割合
  - ② 資産管理運用契約又は基金資産運用契約に係る信託資産又は保険資産若しくは共済資産が、各契約の相手方の間で移受管(同一機関内における移受管を含む。)されることに伴う、当該資産の額の変更に係る事項(当該資産の移受管を行うこととしている場合に限る。)

4 事業主が上記 3(2)に係る事項について、又は基金が上記 2 及び 3(2)に係る事項について、規約とは別に「運用管理規程」を定めて規定する場合には、以下の事項

(1) 運用管理規程を定める旨

(2) 事業主においては上記 3(2)に係る事項、基金においては上記 2 及び 3(2)に係る事項のうち、それぞれ運用管理規程に規定する事項(この場合において、運用管理規程に規定する事項については、規約で定めることを要しない。)

(3) 運用管理規程の策定及び変更の手續であつて、受給権保護のための意思決定過程の透明化の必要性に照らし、適正と認められるもの(ただし、迅速かつ効率的な業務執行にも配慮されたものであること。)

5 その他契約に関する事項で規約に規定すべき事項

### 第 3 給付の額に関する事項

1 給付の額は、法第 32 条第 2 項において「加入者期間又は当該加入者期間における給付の額その他これに類するものに照らし、適正かつ合理的なもの」により算定されたものでなければならず、かつ、「特定の者について不当に差別的なものであってはならない」と規定されているところであるが、その取扱いは次のとおりとすること。

① 給付の額は、加入者期間に応じて算定されるものであり、原則として、加入者期間が長くなるにもかかわらず給付の額が減少するものであってはならないこと。このため、障害給付金であっても、若年者に支給する額は年長者に支給する額に比して過大なものとならないこと。

② 加入者間で給付の額に差を設ける場合にあっては、労働協約等において、特定の職種に属する従業員や特定の学歴の従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員や他の学歴の従業員の労働条件とは別に規定されているなど、給付の額に差を設けることにつき合理的な理由があること。

③ 制度の目的が老後の安定的所得の保障であることに鑑み、資格喪失事由や資格喪失時の年齢等により給付の額に格差を設ける場合においても、給付の額の格差が過大であること、早期に脱退した者の給付の額の方が有利であることなど、制度の目的を逸脱するものであってはならないこと。また、給付の額の算定方法に規則第 25 条第 2 号の方法に基づく上限の設定が含まれている場合においても、早期に脱退した者の給付の額の方が有利であることなど、制度の目的を逸脱するものであってはならないこと。

④ 法第 32 条第 2 項の「給与の額」は、厚生年金保険の標準報酬月額又は労働協約等に定められた給与をいう。また、「その他これに類するもの」は、ポイント制を採用している場合における労働協約等に定められたポイントをいい、当該ポイントは次に掲げる要件を満たしていること。

ア 昇格の規定が労働協約等において明確に定められていること。

イ 同一の加入者期間を有する加入者について、最大ポイントの最小ポイントに対する割合に過大な格差がないこと。

ウ ポイントは恣意的に決められるものでなく、数理計算が可能であること。

⑤ 規則第 28 条第 1 項の「指標」については、規約で定める期間ごとに異なる「指標」を規約に定めて用いることができること。

⑥ 令第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 号、規則第 27 条第 5 号並びに第 28 条第 2 項第 3 号における「加入者期間」については、法第 28 条に規定する「加入者期間」の全部又は一部（以下「給付額算定用加入者期間」という。）を用いることができること（ただし、法第 28 条に規定する「加入者期間」及び「給付額算定用加入者期間」について端数処理を行う場合は、「給付額算定用加入者期間」（当該端数処理後）は法第 28 条に規定する「加入者期間」（当該端数処理後）を上回ることは差し支えないものとする。）。

また、令第 24 条第 1 項第 3 号における「加入者であった期間のうち規約で定める期間」については、その合計した期間が同号における「加入者であった期間」の全部又は一部とすることができること、「一定の割合」については、規約で定める期間ごとに異なるものとすることができること。

⑦ 規則第 25 条第 1 号及び第 3 号における「組み合わせた方法」とは、給付の額又は算定の方法について、次のうち規約で定める方法とすること。

ア 加法

イ 減法（ただし、減法の結果、給付の額が零を上回るものとする。）

ウ 一定の数値を乗ずる方法又は一定の数値で除する方法

エ 加入者期間、給付額算定用加入者期間、資格喪失事由、労働協約等に定める職種等又は年齢に応じて異なる算定方法とする方法

⑧ 規則第 24 条の 3 第 1 号及び規則第 26 条第 3 項第 1 号の「予定利率」については、前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らないものとする。なお、財政計算を実施した場合であっても、当該財政計算に係る規約変更の適用日までの間は、当該財政計算の直前の財政計算を「前回の財政計算」として取り扱うものとする。

⑨ 規則第 24 条の 3 第 2 号及び規則第 26 条第 3 項第 2 号の「予定死亡率」については、給付の設計の変更（「予定死亡率」を変更するものに限る）を伴わない財政計算を行う際に変更を要するものではないこと。

⑩ 規則第 28 条第 2 項第 2 号口に規定する給付の額の改定を行う場合であって、「あらかじめ定めた給付の額」（給付の最低保証に相当する額）についても、一定期間ごとに、改定時の前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち最も低い下限予定利率を下回らない範囲で規則第 28 条第 1 項に規定する指標に応じて改定する場合は、以下のとおりの取扱いとすること。

ア 「あらかじめ定めた給付の額」（給付の最低保証に相当する額）となる額の改定に用いる規則第 28 条第 1 項に規定する指標をあらかじめ規約に定めること。

イ 「あらかじめ定めた給付の額」(給付の最低保証に相当する額)に具体的にどのような改定が起こり得るかについて、裁定時に受給権者に十分説明すること。

ウ 老齢給付金の全部又は一部を一時金として支給することができることができることを規約に定めること。

⑪ 「法第 37 条に規定する老齢給付金の支給の繰下げを申し出た場合の、当該申し出から年金の支給が開始されるまでの期間に応ずる利率」及び「法第 41 条に規定する脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げを申し出た場合の、当該申し出から年金の支給が開始されるまでの期間に応ずる利率」については、資格喪失事由、資格喪失時の年齢、労働協約等に定める職種等、加入者であった期間、申し出から年金の支給が開始されるまでの期間における年齢、法第 41 条第 2 項のいずれに該当するか(法第 41 条に規定する脱退一時金の場合に限る。)等に基づき合理的に定めること(それぞれ、当該利率を設けている場合に限る。)

2 一時金として支給する老齢給付金の額及び法第 41 条第 2 項第 2 号に係る脱退一時金の額は、令第 23 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付の下限予定利率を用いて計算した場合の現価相当額を上回らないものとされている。これらの規定の適用については、確定給付企業年金において定めた保証期間分に係る一時金への換算の基礎となる予定利率が下限予定利率以上の率(例えば、財政運営上の予定利率)である場合にあっては当該基準は満たされるものであること。

3 規則第 29 条第 1 項第 2 号に「その他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。

① 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数

② 厚生労働省において作成する年平均の賃金指数

4 規則第 30 条第 4 号の老齢給付金について一時金を選択することができる「その他前各号に準ずる事情」とは、受給権者の属する世帯の生計を主として維持する者が、やむを得ない理由によりその債務を弁済することが困難であること又は心身に重大な障害を受け若しくは長期間入院したことであること。

5 令第 34 条第 2 号の規定により、加入者等がその責めに帰すべき重大な理由によって実施事業所に使用されなくなった場合に給付の一部又は全部を制限することができることとされているが、この場合においては、給付の支給の制限に該当する事由を規則第 31 条各号に定める範囲で規約に明記し、事業主などの恣意的な裁量により不当に給付の制限が行われるようなことのないようにする必要があること。

6 令第 34 条第 2 号の規則第 31 条各号に掲げる理由によって「実施事業所に使用されなくなった場合」とは、就業規則等の規定による懲戒免職に限り、就業

規則等の規定に基づかない事業主による恣意的な解雇は当たらないこと。また、規則第 32 条の「その他これに準ずる場合」とは、当該加入者又は加入者であった者が規則第 31 条各号の事由に該当し、かつ、当該者がいわゆる諭旨解雇により実施事業所に使用されなくなった場合に限るものであること。

#### 第 4 掛金の額に関する事項

##### 1 加入者が負担する掛金に関する取扱い

- (1) 加入者が掛金を負担することについての同意は、規則第 37 条の規定により、加入者が掛金を負担することとなるとき及び規約の変更に伴い加入者が負担する掛金の額が増加するときに得ることとなっているが、この同意は、当該負担することとなる者又は負担額が増加する者について、当該掛金に係る規約の施行日まで得なければならないこと。
- (2) 令第 35 条第 4 号の「掛金の額が減少する」及び規則第 37 条の「掛金の額が増加する」とは、規約の変更によって、変更後に加入者が負担することとなる掛金の額が変更前に加入者が負担していた掛金の額に比べて減少又は増加することをいい、掛金全体に占める加入者が負担する掛金の額の割合が減少又は増加する場合を指すものではないこと。
- (3) 加入者がその選択により掛金を負担しない場合においては、掛金を負担しない加入者の給付の額は、掛金を負担する加入者に比べて、当該掛金の拠出額に相当する程度の差を設けるものであること。

##### 2 休職等期間中等の加入者の掛金に関する取扱い

- (1) 加入者のうち、「休職等(労働協約等に規定される育児休業、介護休業を含む。)期間中の者」については、「休職等期間の全部又は一部」のうち、労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由があることにより給付の額の算定の基礎としていない部分がある場合には、当該部分の全部又は一部について、当該加入者に係る掛金を拠出しないことができること。
- (2) 加入者のうち、「一定の勤続期間未満」、「一定の勤続期間以上」、「一定の年齢以上」又は「一定の年齢以下」の者については、「当該期間の全部又は一部」のうち、労働協約等に定める見習期間中若しくは試用期間中であること又は労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由があることにより、給付の額の算定の基礎としていない部分がある場合には、当該部分の全部又は一部について、当該加入者に係る掛金を拠出しないことができること。

##### 3 予定利率の下限の設定の考え方

規則第 43 条第 2 項第 1 号の国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率(下限予定利率)は、直近 5 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均又は直近 1 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率を基準として設定されたものであること。



#### 4 積立金の額の評価の方法について

- (1) 規則第 48 条第 1 項第 1 号及び同第 84 条第 2 項の「時価」については、金融商品に係る会計基準及び日本公認会計士協会公表の「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計基準等」という。）に準拠して、別紙 3 のとおり有価証券の保有区分に応じて取り扱うことができること。
- (2) 規則第 48 条第 1 項第 2 号の「過去の一定期間」は、5 年以内の期間とすること。

#### 5 実施事業所又は設立事業所が減少する場合における掛金の負担

法第 79 条第 1 項又は第 107 条第 1 項の規定に基づき、事業主等が、実施事業所に使用される当該確定給付企業年金（以下「移転確定給付企業年金」という。）の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を他の確定給付企業年金又は厚生年金基金へ移転することを申し出ることにより、移転確定給付企業年金の実施事業所が減少することとなる場合は、法第 78 条第 3 項に規定する「実施事業所が減少する場合」に該当するものであること。また、法第 110 条の 2 第 1 項の規定に基づき、厚生年金基金が、その設立事業所（厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 117 条第 3 項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付（厚生年金保険法第 132 条第 2 項に規定する額に相当する給付を除く。）の支給に関する権利義務を確定給付企業年金へ移転することを申し出ることにより、当該厚生年金基金の設立事業所が減少することとなる場合は、厚生年金保険法第 138 条第 5 項に規定する「基金の設立事業所が減少する場合」に該当するものであること。

#### 第 5 積立金の積立てに関する事項

- 1 最低積立基準額の算定においては、当該額が確定給付企業年金が終了した場合における残余財産の分配額の算定基礎となることを踏まえて、次の点に留意すること。
  - (1) 令第 37 条第 1 号の「当該年金給付」の取扱いは、次のとおりとすること。
    - ① あらかじめ給付の額が増加又は減少することとなっている場合にあっては、当該増加又は減少を織り込むこと。
    - ② 支給停止中の給付については、停止終了後に支給されることが確実な場合にあっては、当該給付を計算に織り込むこと（例えば、障害給付金が支給されているために老齢給付金が支給停止となっている場合であって、当該障害給付金の支給期間が終了した場合に老齢給付金が支給されることとなっているときは、当該老齢給付金を織り込むこと。）。
  - (2) 規則第 54 条第 1 項の「これらに準ずる方法」とは、同項第 1 号及び第 2 号の方法を組み合わせた方法をいうこと。

(3) 規則第 54 条第 1 項第 2 号の「加入者の年齢に応じて定めた率」は、基本的に、一定率又は支給開始時までの期間に応じて定める率であるが、この場合において、加入者の年齢を増すごとに減少するものではないこと。

(4) 確定給付企業年金が複数の給付から成っている場合にあっては、各給付ごとに最低積立基準額を計算するものであること。

## 2 積立不足に伴い拋出すべき掛金の額について

規則第 58 条第 2 号ハの「毎事業年度における掛金の水準の伸びが前事業年度における掛金の水準の伸びを上回らないように定められるものであること。」とは、当該毎事業年度において後の事業年度になるほど掛金の引上げ幅を大きく見込むなど後の事業年度の負担が過大なものとならないようにすること。

## 第 6 積立金の運用に関する事項

### 1 運用の基本方針について

令第 45 条第 1 項において、事業主(規則第 82 条に規定する要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。1 及び 2 並びに別紙 1 及び別紙 2 において同じ。)及び基金(以下「事業主等」という。)は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令(規則第 83 条第 1 項及び第 2 項)で定める事項を記載した基本方針(以下「運用の基本方針」という。)を作成しなければならないこととされているが、運用の基本方針に記載すべき具体的な内容は、運用の基本方針の策定指針(別紙 1)のとおりとすること。

### 2 運用指針について

令第 45 条第 3 項において、事業主等は、運用受託機関に対して、協議に基づき運用の基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを示さねばならないことが規定されており、その方法としては、規則第 83 条第 4 項において、運用の基本方針と整合的な運用指針(以下「運用指針」という。)を作成し、これを交付しなければならないこととされているが、運用指針に記載すべき具体的な内容は、運用指針の策定指針(別紙 2)のとおりとすること。

### 3 政策的資産構成割合について

(1) 事業主又は基金が長期にわたり維持すべき資産の構成割合(以下「政策的資産構成割合」という。)の策定における規則第 84 条第 1 項第 1 号で規定する「適切な方法」とは、ALM 分析(資産と負債のバランスが保てるように将来推計をするシミュレーションのこと。)等による将来にわたる資産側及び負債側の変動予測を踏まえ、許容できるリスクの範囲内で必要なリターンを得るような資産構成を求める手法等の合理的な方法をいうものであること。

(2) 規則第 84 条第 1 項第 2 号における政策的資産構成割合の決定に関する「専門的知識及び経験を有する者」とは、当該規約型企業年金又は当該基金等の政策的資産構成割合の決定に従事若しくは関与していた者又はこれらの者と同等の専門的知識及び経験を有する者であること。

### 4 基金における積立金の自家運用について

(1) 令第 42 条第 1 項第 3 号の「第 2 号業務を的確に遂行することができる専門的知識及び経験を有する者がいること」とは、運用業務を的確に行うために日々の時価による資産額を把握できる体制の他、有価証券の売買発注、リスク管理、コンプライアンス(法令等の遵守)等が適切に行われる内部体制を整備するとともに、次に掲げる①から③までの運用方法で運用する場合においては、①から③までに規定する当該運用方法に応じた要件を満たすものであること。

① 令第 44 条第 2 号イに規定する有価証券の売買又は貸付けにより運用する場合においては、次に定めるア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア 基金の運用する方法の種類に応じて、それぞれ次に該当する証券分析、運用方針の決定又は大口取引業務に従事した経験が 3 年以上ある者(以下「ファンドマネージャー」という。)を配置すること。

a 円貨建資産(新株予約権付社債(商法等の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 128 号)による改正前の商法の規定による転換社債又は新株引受権付社債を含む。以下同じ。)及び株式を除く。)の運用を行う場合において、国内普通債券のファンドマネージャー

b 新株予約権付社債の運用を行う場合において、新株予約権付社債のファンドマネージャー又は国内普通債券及び株式のファンドマネージャー

c 外貨建資産(新株予約権付社債を除き、先物外国為替及び通貨オプションを含む。)の運用を行う場合において、外貨建債券のファンドマネージャー

d 外貨建新株予約権付社債の運用を行う場合において、外貨建新株予約権付社債のファンドマネージャー又は外貨建債券及び外貨建株式のファンドマネージャー

イ 基金資産のポートフォリオの管理及び分析業務に従事した経験が 3 年以上ある者(以下「資産管理職員」という。)又は当該運用資産以外の資産に係るファンドマネージャーを配置すること。この場合においては、上記アの a から d までに掲げる運用方法について、投資顧問契約を締結し、投資判断の助言を受けること。

② 株式又は株価指数先物、株価指数オプションにより運用する場合においては、資産管理職員又は株式若しくは株式以外の資産に係るファンドマネージャーを配置するとともに、規則第 80 条第 2 項第 2 号に規定するシステムを構築すること。

③ 先物又はオプションによりポートフォリオ・オーバーレイを行う場合においては、上記①又は②の要件を満たすとともに、基金全体の資産を管理する責任者の職員を配置すること。

(2) 株式インデックス運用について

令第 44 条第 2 号へ(2)に規定する運用方法は、株式インデックス運用によるトラッキングエラー(各月の乖離率(当該株式の運用による収益率と採用した株価指数の変化率の差)と当該乖離率の年間平均(株式の運用期間が 12 月に満

たない場合には当該運用期間の平均)との差の二乗の年間平均の平方根に12の平方根を乗じて得た数)が1.0パーセント未満とすることを目標として運用するものであること。

## 第7 物納にかかる有価証券の価額の算定

### 1 有価証券の区分及び時価評価金額

物納に係る有価証券の価額の算定は、令第87条第1項の厚生労働大臣が指定する日(以下「評価基準日」という。)において、金融商品に係る会計基準及び日本公認会計士協会公表の「金融商品に関する実務指針」に準拠して時価評価するものである。

令第87条第1項第1号から第3号までに規定する有価証券の区分及び算定に当たっては、それぞれ次のことに留意すること。

- (1) 令第87条第1項第1号に規定する「その売買が主として証券取引所において行われている有価証券」であるかどうかは、その有価証券の売買取引が証券取引所において最も活発に行われているかどうかにより判定すること。
- (2) 同条第1項第3号に規定する「その公表する価格がその有価証券の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合」とは、有価証券の売買の媒介、取次ぎ若しくは代理の受託をする業者又は自己が買手若しくは売手となって店頭で金融資産の売買を成立させる業者(以下「ブローカー」という。)の公表する価格又は取引システムその他の市場において成立した価格が、第三者間で恣意性のない取引を行うと想定した場合の取引価格(以下「公正評価額」という。)として一般的に認められている状態にあることをいう。したがって、単に売買実例があることのみでは、これに該当しないこと。
- (3) 同条第1項第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の有価証券について、当該各号に規定する価格が2以上の市場に存する場合には、当該取引が最も活発に行われている市場の価格をもって時価評価金額とすること。
- (4) その市場における当該有価証券の実際の売買事例が極めて少なく、その公表された価格が実勢を反映した公正評価額と認められない場合の当該有価証券の価格については、当該価格はないものとして取り扱うこと。

### 2 取引所売買有価証券の気配相場

令第87条第1項第1号に規定する「取引所売買有価証券」の同号に規定する「最終の気配相場の価格」は、評価基準日における最終の売り気配と買い気配の仲値とすること。ただし、当該売り気配又は買い気配のいずれか一方のみが公表されている場合には、当該公表されている売り気配又は買い気配とすること。

### 3 店頭売買有価証券の時価評価額

令第87条第1項第2号に規定する「店頭売買有価証券」の価格は、証券取引法第79条の3の規定により証券業協会が公表する評価基準日における「最終の売買の価格」とすること。

「最終の売買の価格」の公表がない場合には、評価基準日における「最終の気配相場の価格」とする。

さらに、「最終の気配相場の価格」がない場合においては、株券については、公表基準価格（これらの有価証券の売買の実績等に基づいて証券業協会が公表する基準価格をいう。）を評価基準日における「最終の気配相場の価格」とすること。

なお、気配相場に係る価格の取扱いは、2の取引所売買有価証券の気配相場を準用する。

#### 4 公表する価格

令第87条第1項第3号に規定する「当該その他価格公表有価証券の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、同号に規定する公表者によって公表される次に掲げる価格をいうこと。

- (1) 公正評価額を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表した最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格（公社債については、評価基準日の気配値に基づいて証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値を含む。）
- (2) 金融機関又は証券会社間の市場や電子媒体取引市場のように、随時売買又は換金を行うことができる取引システムにおいて成立する最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格。
- (3) ブローカーによって継続的に提示されている公正評価額の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格（国内債券については、当該ブローカーが公正評価額として提示する合理的な方法により計算した価格を含む。）

なお、気配相場に係る価格の取扱いは、2の取引所売買有価証券の気配相場を準用する。

#### 第8 その他の事項

- 1 確定給付企業年金の業務委託の相手先が倒産等をした場合には、確定給付企業年金の事業の実施に重大な支障を及ぼし、給付の支給も滞る事態も想定されることから、事業主等は、委託先の選定に当たっては、令第66条の趣旨に則り、格付機関による格付けや財務状況等の客観的な資料を参考にするなど、慎重な検討を行うとともに、加入者及び受給権者等の利益を第一に考慮し、公正に行う必要があること。さらに、常に委託先の経営状況等（格付機関による格付けや財務状況を含む。）を観察し、確定給付企業年金の事業が円滑に行われるよう努める必要があること。
- 2 将来期間について、加入者の存在しない規約型企業年金を実施できる場合としては、例えば、将来に向かっては確定拠出年金（企業型）又は退職手当制度を実施する場合及び法附則第25条第1項の規定に基づき適格退職年金に係る権利義務を承継する場合であること。

- 3 確定給付企業年金の事業の運営は、事業主と加入者が労使合意の下に民主的に行うべきものであり、加入者も自らの受給権の保護を図るために代議員会等の場において積極的に確定給付企業年金の事業の運営に参画することが求められること。また、業務概況の加入者への周知は、かかる加入者の参画を促し、健全な運営を担保する目的を持つものであることから、周知に当たっては、分かりやすく、かつ正確な情報の提供に努めるとともに、加入者全員に確実に周知が行われる方法を選択すること。さらに、受給権者や受給待期脱退者についても、可能な限り、加入者と同様の措置を講ずるよう努める必要があること。

(別紙 1)

## 運用の基本方針の策定指針

### 1 運用の目的

(規定すべき内容)

年金資産の運用目的(確定給付企業年金の加入者に対する年金たる給付及び一時金たる給付の支払いの必要性を満たすため等)を規定するとともに、その具体化のための方針について規定する。

(留意事項)

年金資金は、一般的には長期運用を行っていくことが基本である。ただし、規約型企業年金又は基金の成熟度や母体企業の状況等に応じて、長期運用との整合性に配慮しながら、中期的な下振れリスクなどに留意することが必要である。

### 2 運用目標

(規定すべき内容)

- (1) 運用の目的を達成するための具体的な収益目標を定める。
- (2) 期待収益率についてもここで記載することができる。

(留意事項)

短期的な運用目標を定めることは適当ではなく、下記 3 で定める資産構成から期待される収益と整合性のあるものでなければならない。

### 3 資産構成に関する事項

(規定すべき内容)

事業主等が長期にわたり維持すべき資産の構成割合(以下「政策的資産構成割合」という。)又は資産構成についての方針について規定するものである。

なお、自家運用を行う基金又は株式で掛金を納付する事業主若しくは株式による掛金の納付を受ける基金は、適切な資産の管理運用を行うために政策的資産構成割合を定める。

(留意事項)

政策的資産構成割合の策定は、リスク管理上で最も重要であるので、策定が義務づけられていない事業主等においても、策定することが望ましい。

### 4 運用に当たっての留意事項

(1) リスク管理について、以下の事項を規定することが望ましい。

① リスク管理の基本的な考え方を規定する。

(留意事項)

リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産クラスに分散投資することが、資産運用におけるリスク管理の基本である。また、将来にわたる資産側及び負債側の変動予測を踏まえ、資産と負債を総合的に管理することが重要である。

② 具体的なリスク管理の方法を規定する。

(例) ポートフォリオ管理の適切な実施

ア 資産全体のリスク管理に関する事項

(例) 適切な方法により政策的資産構成割合を策定する。また、同時にリバランス(再調整)のルールを定め適切にリバランスを行う。

イ 各資産クラスごとのリスク管理に関する事項

(例) 投資対象とする資産や格付を明確化すること、流動性、発行条件、発行体等についての調査・分析を踏まえて投資対象とする銘柄を選択すること、発行体等の分散化を図ること等により、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を管理する。

ウ 運用受託機関ごとのリスク管理に関する事項

(例) 運用指針及びベンチマークを示し、トラッキングエラー又はアクティブリスク等の管理や、運用指針の遵守状況の確認等により、運用受託機関を適切に管理する。

(注) 主なリスクの種類

i 市場関連リスク

価格変動リスク—株価、金利、為替等の資産価格の変動によるリスク

信用リスク—債券、株式等の発行体の経営破綻等により、返済や受け渡し等が実行されなくなるリスク

流動性リスク—資産の流動性が低いために売却時に価格が低下したり、売却そのものが困難になるリスク

ii オペレーショナル・リスク—事務上のミスや管理システムの障害によるリスク

iii コンプライアンス・リスク—関連法規違反や内部不正によるリスク

iv 負債サイドのリスク—予定外の債務の変動や運用収益の不足により、積立水準に不足するリスク、給付に必要なキャッシュの確保に係るリスク

③ その他、キャッシュフローの確保等、必要な事項について規定する。

(2) 運用受託機関の選任、運用業務に関する報告の内容及び方法、運用受託機関の評価

(規定すべき内容)

① 運用受託機関の選任に当たっての基準や考え方を規定する。

- ② 運用業務に関する報告の内容及び方法に関して、運用受託機関にどのような頻度、形式（ミーティングあるいは文書等）、方法で報告を求めるかを定める。
- ③ 運用受託機関の評価に関して、運用受託機関の投資哲学、運用体制、運用実績等に関する評価方法について規定する。

（留意事項）

運用受託機関を選任するにあたっては、運用受託機関に支払う運用報酬等運用に要する費用については、運用スタイルや運用コスト等に照らして合理的に判断するものとする。

(3) 運用業務に関し遵守すべき事項

（規定すべき内容）

運用業務に関し遵守すべき事項として、運用に当たって、事業主又は基金の理事及び運用受託機関が法令で求められる行為準則に関する事項の他に、事業主等として定めた遵守事項や禁止事項を規定する。一般的な事項と個別の取引類型に関するものに分けて規定することができる。

(4) その他の事項

（規定すべき内容）

- ① 株式で掛金を納付する事業主又は株式による掛金の納付を受ける基金においては、納付した株式又は納付された株式の利用方法（例：給付費に充てるためのキャッシュ化ファンドとして利用する）及び制約事項（例：独立した株式ファンドとして管理する）等を規定する。

（規定することが望ましい事項）

- ② デリバティブを利用する場合は、その利用方法、利用範囲についての制限を規定する。

（例） 運用の健全性に配慮し、投機的取引を行わないこと。

- ③ 運用費用に関する事項について規定する。

（例） 運用受託機関が最良執行に努め、総取引コストが最小になるよう売買執行を行うものとする。

（留意事項）

資産規模、成熟度、母体企業の状況等規約型企業年金又は基金の状況に応じて必要な事項を定めるべきである。

5 自家運用に関する事項

（規定すべき内容）

自家運用を行う基金は、年金資産の運用における自家運用の役割と位置付け（委託運用を含めた基金全体の運用の中で自家運用が担うべき役割等）、管理運用の体制、運用対象及び運用実績の評価方法等を規定する。

（留意事項）



運用対象の種類に応じて必要な事項を定めるべきである。なお、株式インデックス運用については、対象となる株価指数、運用方法(完全法、層化抽出法、最適化法等)及び目標トラッキングエラー等を記載すべきである。

管理運用の体制については、法令で求められる体制の他に、有価証券の発注、リスク管理、コンプライアンス(法令等の遵守)等を含めた内部管理体制を整備し、記載することが望ましい。

## 6 その他運用業務に関し必要な事項 (規定すべき内容)

上記事項の他、事業主等の判断により運用の基本方針に記載すべき事項とされた事項を規定する。

特に、積立金の運用に関する事項の他、適切な資産管理の業務を行うため、資産管理機関の選任・評価に関する事項、資産管理機関が法令で求められる行為準則に関する事項並びに資産管理業務に関する報告の内容及び方法に関する事項等資産管理に関する事項を記載することが望ましい。

(別紙 2)

運用指針の策定指針

### 1 資産構成に関する事項 (規定すべき内容)

事業主等が長期にわたり維持すべき資産の構成割合(以下「政策的資産構成割合」という。)を前提として各運用受託機関が遵守すべき資産構成割合の基準及び許容幅、又は資産構成についての方針について規定する。

なお、自家運用を行う基金又は株式で掛金を納付する事業主若しくは株式による掛金の納付を受ける基金は、政策的資産構成割合を前提に、各運用受託機関が遵守すべき資産構成割合及び許容幅を規定しなければならない。

(留意事項)

生命保険会社の第一特約のうち総合口については、生命保険会社が自らの運用方針に基づいて資産構成を策定した商品であることから、契約の締結に当たっては、その商品の特性が事業主等の運用指針に適合するものであるかどうかについて、事業主等と運用受託機関の双方が確認する必要があること。

### 2 運用手法に関する事項 (規定すべき内容)

- (1) 運用に関して、パッシブ運用(市場平均の収益を目指す運用)又はアクティブ運用(市場平均を上回る収益を目指す運用)などの運用手法を規定する。
- (2) 各資産ごとの市場ベンチマーク(市場動向の指標)についてもここで記載する。

(留意事項)

パッシブ運用の指示をする場合には、当該運用受託機関のベンチマークとの連動性を確保する能力を十分評価した上で行うこと。また、アクティブ運用の

指示をする場合には、当該運用方法がベンチマークに対する超過収益を獲得する合理性を有しているかを十分確認の上、当該運用手法を用いることによるポートフォリオ全体のリスク・リターン特性への影響、当該運用受託機関の超過収益獲得の能力等を評価し、指示すること。

### 3 運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項

(規定すべき内容)

運用に関して、各運用受託機関ごとにどのような頻度、形式(ミーティングあるいは文書等)、方法で報告を求めるかを規定する。

### 4 運用受託機関の評価に関する事項

(規定すべき内容)

各運用受託機関の投資哲学、運用体制、運用実績等に関する評価方法について規定する。

(留意事項)

運用受託機関を一律に評価することは適切ではなく、各資産別又はスタイル別にベンチマーク又はスタイル・ベンチマークなどとの対比において比較評価する方法等を規定することが必要である。

### 5 運用業務に関し遵守すべき事項

(規定すべき事項)

運用に当たって、各運用受託機関が遵守すべき事項(法令で求められる行為準則に関する事項など)や禁止事項を規定するものである。

なお、株式で掛金を納付する事業主又は株式による掛金の納付を受ける基金においては、納付した株式又は納付された株式に係る運用を委託する運用受託機関に対し、当該株式の利用方法(例：給付費に充てるためのキャッシュ化ファンドとして利用する)や制約事項(例：独立した株式ファンドとして管理する)等を規定しなければならない。

(留意事項)

各運用受託機関に提示した資産構成、運用手法等に応じて、投資適格資産、売買遵守事項、デリバティブの利用法等必要な事項を規定する。

### 6 その他運用業務に関し必要な事項

(規定すべき事項)

上記事項の他、事業主等の判断により運用指針に記載すべき事項とされた事項を規定する。

特に、運用の委託をする運用受託機関に提示する運用指針の他に、資産管理の委託をする資産管理機関についても適切な資産管理を行うため、資産管理機関の評価に関する事項、資産管理機関が法令で求められる行為準則に関する事項並びに資産管理業務に関する報告の内容及び方法に関する事項等について指針を提示することが望ましい。

(別紙 3)

## 確定給付企業年金の積立金の評価方法について

1. 確定給付企業年金の積立金及び保有資産に係る有価証券(金銭の信託の信託財産を含む。以下「有価証券等」という。)等の時価は、その有価証券等の保有区分に応じて、金融商品に係る会計基準及び日本公認会計士協会公表の「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品会計基準等」という。)に準拠して次のとおり取り扱うことができる。

### (1) 適用

確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)第48条【積立金の額の評価の方法】第1第1号に規定する時価として金融商品会計基準等に準拠して評価した時価額を用いることができる。

なお、同規則第63条【積立金の額の評価】第2項の時価、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第74条から第77条【規約型企業年金の統合、分割、基金の合併、分割】、第83条から第90条【確定給付企業年金の終了、厚生労働大臣の承認による終了】、第108条【規約型企業年金から厚生年金基金への移行】、第109条【企業年金基金から厚生年金基金への移行】、第111条【厚生年金基金から規約型企業年金への移行】、第112条【厚生年金基金から企業年金基金への移行】、第114条【解散厚生年金基金等に係る責任準備金の一部の物納】、第117条【確定拠出年金を実施する場合の手続】及び附則第25条【適格退職年金契約にかかる権利義務の確定給付企業年金への移転】においては適用しない。

### (2) 保有区分

有価証券等の保有区分については、次のとおりとする。

- ① 売買目的有価証券
- ② 満期保有目的の債券
- ③ その他有価証券

## 2. 財政運営及び決算事務の取扱いについて

有価証券等を金融商品会計基準等に準拠して取り扱う場合の保有区分に応じた時価評価については、次のとおりとする。

### (1) 時価評価の基準及び評価方法

① 有価証券等の取得原価は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した額とする。

② 有価証券等は、保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

#### ア 売買目的有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下、「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。

#### イ 満期保有目的の債券

満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下、「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

#### ウ その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券以外の有価証券（以下、「その他の有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。

#### エ 時価について

時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額をいう。市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

#### オ 償却原価法について

償却原価法とは、債権又は債券を債権金額又は債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。なお、この場合には、当該加減額を受取利息に含めて処理する。

### ③ 満期保有目的の債券とその他の有価証券との区分

ア その他有価証券とは、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券が含まれる。

イ 余裕資金等の運用として、利息収入を得ることを主たる目的として保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券であって、長期保有の意思をもって取得した債券は、資金繰り等から長期的には売却の可能性が見込まれる債券であっても、満期保有目的の債券に区分するものとする。

### ④ 満期保有目的の債券の保有区分の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

ア 満期保有目的の債券を購入した財政再計算後の財政再計算において、財政計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした財政計画が策定されている場合であって、当該財政計画に従って売却した場合

イ 満期保有目的の債券を購入した財政再計算後の財政再計算において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は、事業主等が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合

⑤ 満期保有目的の債券及びその他の有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

## (2) 財務諸表への記載方法

貸借対照表への記載は、信託資産(満期保有目的の債券に属するものを除く)、保険資産及び共済資産を除く運用資産は次のとおりとする。

① 売買目的有価証券、満期保有目的の債券のうち1年以内に満期が到来する国債、地方債、政府保証債、その他の債券及び1年以内に満期が到来する預貯金以外の預貯金は、流動資産の「投資」に属する。

② 基金等が保有する有価証券及び預貯金の未収配当金及び利息は、流動資産の「未収収益」に属する。

③ 満期保有目的の債券のうち期限が1年を超えて到来する国債、地方債、政府保証債、その他の債券、その他有価証券及び期限が1年を超えて到来する預貯金は、固定資産の「投資」に属する。

(3) 附属明細書及び注記

確定給付企業年金の財務諸表は、加入者等にとってわかりやすい形で会計情報を開示するものでなければならないが、一方で、各種専門家にとって高度な分析に耐えられるような詳細な情報が含まれていなければならない。このため、貸借対照表や損益計算書はいたずらに複雑なものとならないよう留意しつつ、詳細な情報を附属明細書及び注記によって開示していくものとする。

① 確定給付企業年金は、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足するため、有価証券明細書を作成しなければならない。有価証券明細書は次のとおりとする。

ア 流動資産の投資として計上された有価証券等

売買目的有価証券	種類及び銘柄	取得価格	時価	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価損益	摘要	
	計						
満期保有目的の債券	種類及び銘柄	取得価格	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	時価総額	摘要
	計						
貸借対照表計上額合							

計							
---	--	--	--	--	--	--	--

イ 固定資産の投資として計上された有価証券等

満期保有目的の債券	種類及び銘柄	取得価格	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	時価総額	摘要
	計						
その他の有価証券	種類及び銘柄	取得価格	時価	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価損益		摘要
	計						
貸借対照表計上額合計							